

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び活力ある地域社会の実現を図るため、町が管理する広告媒体への有料広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる町の印刷物等をいう。
 - ア 飯綱町広報紙
 - イ 飯綱町公式ホームページ
 - ウ 窓あき封筒
 - エ 共通使用封筒
 - オ その他町長が広告掲載を適当と認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。

(広告主の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 町税等を滞納している者
- (3) 入札等参加者選定委員会から、建設工事参加資格者に係る参加停止要領（平成24年4月1日以内規）に基づく参加停止を受けている期間中の者
- (4) 精算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、広告媒体への広告掲載が適当でない者として町長が認める者

(広告の基準)

第4条 広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に掲げる風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 政治性又は宗教性のあるもの
- (8) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (9) 事実と異なるもの
- (10) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (11) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
- (12) 個人の氏名を広告するもの
- (13) 比較広告
- (14) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコ、その他これらに類するものに関するもの
- (15) 占い、運勢判断、その他これらに類するものに関するもの
- (16) 債権の取立て、示談の引受け、その他これらに類するものに関するもの
- (17) たばこの販売を促進する目的のもの、その他これに類する目的のもの
- (18) その他掲載する広告として適正でないと町長が認めるもの
(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載期間、掲載料金、掲載位置等は、広告媒体の種類に応じ別表に定めるところによる。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集（以下「募集」という。）は、ホームページ及び広報紙において行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、飯綱町有料広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、町長が指定する期間内に申し込むものとする。ただし、申込みは同一掲載期間内で1社（関連会社を含む。）につき1広告とする。

- (1) 広告掲載する広告の原稿
- (2) 業務内容等が分かるもの

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条及び第4条の規定に基づき、広告主及び広告の内容について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 募集期間に広告掲載申込数が募集する広告数を超える場合は、次の順位で掲載者を決定する。この場合において、順位を同じくする複数の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。ただし、募集期間内に応募がなく、期間後も募集を延長し受付している場合は、受付順とする。

- (1) 町内に事業所を有する企業等のうち、その事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告
 - (2) 町内に事業所を有する企業等のうち、前号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告及び自営業に係る広告
 - (3) 国、地方公共団体及び公社、公団、公益法人及びそれに類するものに係る広告
 - (4) 第1号及び第2号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告
 - (5) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 3 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、飯綱町有料広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者に通知する。

（有料広告委員会）

第9条 前条第1項の規定による広告内容等の審査を行うため、飯綱町有料広告委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、総務課長、住民環境課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設水道課長、税務会計課長、及び企画課長の職にあるものを委員として組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員長は企画課長の職にある者を、副委員長は委員長が委員のうちから指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 7 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。
 - (1) 第3条及び第4条の規定に定める広告掲載の基準に関すること。
 - (2) 前条第1項の決定が困難な広告掲載の当該決定に関すること。
 - (3) その他広告掲載に関し町長が必要と認める事項
- 9 委員長は、必要に応じ、回議により審査をすることができる。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 11 委員会の庶務は、企画課企画係が行う。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長が指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときはこの限りではない。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 原稿及び電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主が第3条各号のいずれかに該当する事実が判明し、若しくは新たに現出したとき。
- (4) 広告の内容等が第4条各号のいずれかに該当する事実が判明し、若しくは新たに現出したとき又は広告の内容にある実態が変更され、若しくは消滅したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、飯綱町有料広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により、その結果を広告主に通知する。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなかったときは、既納の広告掲載料の全部又は一部を返還するものとする。ただし、返還する広告掲載料に利息は付さない。

2 前項の規定により返還を受けようとするときは、飯綱町有料広告掲載料金返還請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

3 町は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生ずるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

4 飯綱町公式ホームページに関する広告掲載料の返還については別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日告示第47号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月29日告示第13号)

この告示は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日告示第27号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の飯綱町公式ホームページの広告の掲載料金は、掲載期間が令和2年6月1日以降の広告について適用し、令和2年5月31日以前の広告については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

広告媒体	規格等	掲載期間等	掲載料金		枠数	掲載位置
			町内に事業所を有する企業等	左記以外		
飯綱町広報紙	縦60mm 横80mm	1紙単位で連続6カ月まで (広告枠に空きがある場合は、これを更新できる)	1回 5,000円/1枠	1回 10,000円/1枠	最大4枠	情報ページ (掲載位置は町が指定する)
飯綱町公式ホームページ	縦40ピクセル 横130ピクセル 形式GIF(アニメ、FLASH不可)又はJPEG(8KB以内)	1月単位で連続6カ月まで (広告枠に空きがある場合は、これを更新できる)	月額 1,500円/1枠 ただし、連続6カ月掲載の場合は、掲載料金を10%割引する。	月額 5,000円/1枠 ただし、連続6カ月掲載の場合は、掲載料金を10%割引する。	最大24枠	トップページ (掲載位置は町が指定する)
窓あき封筒	縦80mm 横100mm	封筒を使い切るまで	1枚2円/1枠	1枚4円/1枠	最大2枠	窓口用封筒裏面 (掲載位置は町が指定する)
共通使用封筒	長3号 縦80mm 横100mm	封筒を使い切るまで	1枚1円/1枠	1枚2円/1枠	最大2枠	共通使用封筒裏面 (掲載位置は町が指定する)
	角2号 縦80mm 横100mm	封筒を使い切るまで	1枚1円/1枠	1枚2円/1枠	最大4枠	共通使用封筒裏面 (掲載位置は町が指定する)

飯綱町有料広告掲載申込書

年 月 日

飯綱町長 様

広告掲載希望者

住所（所在地） _____

法人名（名称） _____

代表者職氏名 _____

担当者氏名 _____

連絡先(TEL) _____

(FAX) _____

(e-mail) _____

飯綱町有料広告掲載要綱第7条の規定に基づき広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

広告媒体の種類	
掲載希望期間	年 月から 年 月（ ヶ月）
掲載希望枠数	枠
リンク先URL （ホームページ 広告掲載のみ）	http://
添付資料	(1) 広告の原稿案 別紙のとおり (2) 広告に関する説明資料 別紙のとおり (3) その他（会社案内、企業広告、チラシ等）
承諾事項	・飯綱町有料広告掲載要綱を遵守します。 ・飯綱町が町税等納付状況の調査を行うことに同意します。

様

飯綱町長

㊟

飯綱町有料広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、飯綱町有料広告掲載要綱第8条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 掲載可否

可とする

- (1) 広報媒体の種類
- (2) 広告の掲載期間等
- (3) 広告の掲載料金
- (4) 掲載料金の納入

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所にお支払ください。

不可とする（不可とする理由）

2 広告主の責務等

（広告主の責務）

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- (3) 原稿及び電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取消し）

町長は、次のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主が飯綱町有料広告掲載要綱第3条各号のいずれかに該当する事実が判明し、若しくは新たに現出したとき。
- (4) 広告の内容等が飯綱町有料広告掲載要綱第4条各号のいずれかに該当する事実が判明し、若しくは新たに現出したとき又は広告の内容にある実態が変更され、若しくは消滅したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと町長が認めるとき。

第 号
年 月 日

様

飯綱町長

㊟

飯綱町有料広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け第 号で、決定した広告掲載については、下記の理由により決定を取り消しましたので通知します。

記

(取消の理由)

飯網町有料広告掲載料金返還請求書

年 月 日

飯網町長 様

広告主
住所（所在地） _____
法人名（名称） _____
代表者職氏名 _____ ㊟
担当者氏名 _____
連絡先(TEL) _____
(FAX) _____
(e-mail) _____

年 月 日付で決定しました広告の掲載について、飯網町有料広告掲載要綱第13条の規定に基づき掲載料の返還を請求します。

記

広告媒体	
返還請求理由	
返還請求額	円
送金先	